

这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍了有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。
国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: (048) 922-2970(直通)

ファックス：927-4955

E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所本庁舎7階

市役所 主棟7楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

编制：草加市 协助：草加市国际问询角
作成：草加市 協力：草加市国際相談コーナー

平成28年度作成

目录 項目一覧

A-1	入国時の手続	入国時の手続き
A-2	住民登記	住民登録
A-3	户籍制度	戸籍制度
A-4	印章登記	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

ガイドブック草加
中国語版

B-6 日本の税金

草加市指南

B-6 日本的税金

日本の税金

* このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

* 草加市にお住まいの方の情報は。

B-6 日本の税金

居住在日本的人不问国籍都必须交税。税金主要有向国家缴纳的所得税和向市、县缴纳的住民税。

- * 应缴税的人如果回国或离开日本一年以上的话，需要在出境前缴税或请代理人缴税。详情请咨询市役所或税务署。
- * 若要享受公共服务（比如儿童补贴等），必须申报。

1. 所得税 通过税务署缴税

是对1月1日至12月31日之间的收入征收的税。缴税方式有：

① 源泉征收

雇主从工资里扣除所得税向国家缴税。“源泉征收票”是指记载有一年间在工作单位的总收入和缴税的总金额的票据。此票据在各种申报时都要用到

② 确定申告

是指有一定额以上收入的人，在每年的2月16日至3月15日之间自己向税务署申告自己的收入和税额。申告后如需要缴税就得缴税。

- * 申告场所会在别的地方，不在市役所。
- * 申告时如果对日语没有信心，可以到国际问询角咨询请求帮助翻译。国际问询角电话 048-922-2970（星期一，三，五）

③ 税金的返还

以下的情况在申告后有可能税金有返还。

- 付了高额医疗费。自己支付的金额超过了一定额时。
- 因灾害、被盗等所受损失超过了一定额时。
- 购房时贷款一定的金额以上时。
- 年中途退職后没有就职或成为零时工，没做年末调整（一般在工作单位进行税金的调整）者。

B-6 日本の税金

日本に住む人は、国籍に関係なくすべての人が税金を納めなくてはなりません。税金は主なものとして、国に納める所得税と市や県に納める住民税があります。

- * 税金を納めなくてはいけない人が、帰国または1年以上日本を離れる場合は、自分で納税してから出国するか、納税管理人を決めて納めてもらいます。詳しいことは税務署か市役所に相談してください。
- * 公的サービス（児童手当など）を受けるには必ず申告が必要です。

1. 所得税 税務署を通じて納税

1月1日から12月31日の間に得た所得に課税されます。納税の仕方は、
①源泉徴収：雇用主が給与から差し引き納税します。勤務先を通じて1年間に支払われた給与の合計金額や支払われた所得税の合計が記されたものを「源泉徴収票」といい、この書類はさまざまな申告をするときに必要です。

②確定申告：一定額以上の収入のある人は、2月16日から3月15日の間に自分で所得金額や税額を計算し税務署に申告します。申告の結果、納める必要のある人は納税します。

* 市役所とは違う場所が申告会場になります。

* 申告の時に日本語に不安のある方は国際相談コーナーで通訳などの相談ができます。国際相談コーナー 電話 048-922-2970（月、水、金）

③税金の還付：次のような場合は、申告することにより税金の還付を受けられることがあります。

- 医療費が高額になり、自分で支払った金額が一定の額を超えたとき
- 災害、盗難、横領による損失が一定の額を超えたとき
- 一定の借入金を利用して住宅を買ったとき
- 年末調整（通常会社で行う税金の調整）を受けなかったとき（年の途中で退職してその後就職をしなかった、パートなどで働いていたなど）

2. 住民税（县民税和市民税） 在市役所缴纳

1月1日当时在日本国内有住所的人，要向所居住的市缴税。税额是前一年的1月1日至12月31日之间的收入的10%（市民税6%，县民税4%）

①工资收入者

根据雇主提交的报告书，5月末之前算出税额，然后6月份起分一年（到第二年的5月）从工资里扣除。

②非工资收入者（一定金额以上的收入者）

要在3月15日之前，由本人向所居住的市役所申告。

*办了所得税的确定申告的人不需申告住民税。根据您申告的所得税，住民税额会被自动算出，您会收到「纳税通知书」。分开在6，8，10月和第二年的1月，分4次缴纳。

3. 其他的主要税金

（1）消费税

购买除医疗、福利、教育等的一部分以外的物品和服务时，需要交8%的消费税。

（2）小型汽车税（市税）

向排气量660cc以下的汽车或摩托车征收的税。

（3）汽车税（县税）

向排气量660cc以上的汽车征收的税。

*（2）（3）是向4月1日时的所有者征税。5月份左右收到通知后纳税。

4. 纳税的方法

- 市役所、服务中心
- 草加市指定的金融机关、邮局
- 银行汇款
- 便利店

2. 住民税（県民税と市民税） 市役所で納税

1月1日に日本国内に住所のある人がその住所の市から、前年の1月1日から12月31日の間の課税所得額に対して課税されます。税率は10%（市民税6%、県民税4%）です。

①給与所得者の場合

雇用主から提出される報告書に基づき5月末までに計算され、翌6月から1年間（翌年5月まで）に分けて給与から差し引かれます。

②給与所得者以外（一定額以上の収入のある人）の場合

住んでいる市の市役所で3月15日までに本人が申告をします。

*所得税の確定申告をした人は住民税の申告は必要ありません。

申告した所得税に基づいて住民税の額が計算され「纳税通知书」が郵送されます。6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納付します。

3. その他の主な税金

（1）消費税

医療、福祉、教育などの一部を除いたあらゆる物品の購入、サービスに対して税率8%が課税されます。

（2）軽自動車税（市税）

オートバイや排气量660cc未満の自動車に対してかかります。

（3）自動車税（県税）

排气量660cc以上の自動車に対してかかります。

*（2）（3）は4月1日現在の所有者に対して課税されます。5月ごろに通知書が送られてくるので、納めてください。

4. 税金の納める場所

- 市役所、サービスセンター
- 口座振替
- 草加市の指定した金融機関、郵便局
- コンビニ

5. 証明書

孩子入保育園或贷款、更新在留资格或申请归化等时候，都可能要用到有关税金
的证明。

① 课税证明书（市民课、市民税课）

上面写明所需年度的前一年的所得金额以及由此得出的住民税（市/县民税）
的金额。

- ＊ 本来应该做确定申告的人、如果没有申告就无法取得课税证明书。
- ＊ 对非课税的人发行的是“非课税证明书”。

② 纳税证明书（纳税课）

证明需要缴纳的住民税（市/县民税）、国民健康保险的保险费是否已经缴纳的
证明书。

6. 缴税咨询

没有能力支付或无法按时缴付市民税或保险费时，请提早向市役所的纳税课
咨询。因受灾、生病或失业等原因难于按时缴税时，可以利用分期缴付或延长
缴付期间的制度。

《问讯处》

・ 市民税	市役所 市民税课	电话	048-922-1042
・ 关于纳税	市役所 纳税课	电话	048-922-1124
・ 保险费（国民健康保险）	市役所 保险年金课	电话	048-922-1592
・ 县民税	越谷县税事务所	电话	048-962-2191(代)
・ 国税、确定申告	川口税务署	电话	048-252-5141
	地址	川口市青木2－2－1 7	
・ 汽车税	埼玉县汽车税事务所春日部支所		
	电话	048-763-4111	

5. 証明書

保育園の入園やローン、滞在資格の更新や帰化の申請の時など税金に
関する証明が必要なことがあります市民課

①課税証明書（市民課、市民税課課

必要な年度の前年の所得の額と、それに基づく住民税（市・県民税）の額
が書かれています。

＊確定申告が必要な人は、していないと課税証明書はもらえません。

＊非課税の人は、「非課税証明書」になります。

②納税証明書（納税課）

課税された住民税（市・県民税）、国民健康保険の保険税が払われている
かどうかの証明書です。

6. 納税相談

市民税や保険税の納付ができない、また、遅れがちだというときは早めに市
役所の納税課で納税相談を受けてください。災害を受けたり、病気や失業な
どで納期限内の納付が困難な時には、分割して納税する制度や納期限延長
という制度もあります。

《問合わせ先》

・ 市民税	市役所 市民税課	電話	048-922-1042
・ 納税について	市役所 納税課	電話	048-922-1124
・ 保険税（国民健康保険）	市役所 保険年金課	電話	048-922-1592
・ 県民税	越谷県税事務所	電話	048-962-2191(代)
・ 国税、確定申告	川口税务署	電話	048-252-5141
	川口市青木2－2－1 7		
・ 自動車税	埼玉県自動車税事務所春日部支所		
	電話	048-763-4111	